

鳥取縣公報

縣令

◇鳥取縣令第八十五號

昭和二十一年二月鳥取縣令第七號鳥取木材配給統制規則施行細則を次のやうに改正する。

昭和二十一年十一月十九日

鳥取縣知事 林 敬 三

鳥取縣木材配給統制規則施行細則

第一條 本縣における木材の配給統制については木材配給統制規則の外本則による。

第二條 木材の生産を業とする者、其の他業務に關し木材の生産を爲す者、販賣の目的を以て木材を所有する者、又はこれ等の者の団体は知事の發行、又は認證した木材の購入割當票（以下購入票といふ）に記載された者以外の者に其の生産又は所有する木材を讓渡することはでき

昭和二十一年十一月十九日
第一千七百六十三號

火曜日

本報ノ大キサハ國定規格ニ依リ

ない。但し次の場合はこの限りでない。

- 一、木材業並びに製材業を営む者に讓渡する場合。
- 二、供出又は移出割當材を讓渡する場合。
- 三、業務につき木材を使用し、又は消費する者（以下業務用木材使用者といふ）以外の者に一口二石以内を讓渡する場合。
- 四、特別の事由により知事の許可を受けた場合。

前項第三號及び第四號の外は讓渡につき知事の指定する団体の指示を受けなければならない。

第一項第三號の規定によつて木材を讓受ける者は年間十石を超えて木材を讓受けることができない。

知事の發行する購入票は附表様式による。

第三條 購入票によつて讓受け木材でなければこれを使用し又は消費することはできない。但し次の木材はこの限りでない。

一、國又は縣から譲受けたもの。
 二、第二條第一項第三號及び第四號の規定によつて譲渡するものを譲受けたもの。
 三、森林所有者が自己の山林から自ら生産し自家用に供するもの。
 四、業務用木材使用者が自ら生産した針葉樹材以外のもの。
 五、製材業を営む者が製材の用に供するもの。
 六、特別の事由により知事の許可を受けたもの。
 第四條 次の者以外の者は木材を縣外に移出することができなす。
 一、知事が認證し縣外移出が内容となつてゐる購入票に記載した者。
 二、縣外において移入割當を受け移入につき移入地の知事及び知事の認證を受けた者。
 三、縣内において移出割當を受け移出につき知事及び移入地の知事の認證を受けた者。
 四、供出割當を受けた者。

五、特別の事由により知事の許可を受けた者。
 前項第三號及び第四號の者が移出するときは移出につき其の者が所屬する団体の指示を受けなければならない。
 第五條 移入割當を受け木材を縣内に移入する者は移入につき知事の認證を受けなければならない。
 第六條 本則に基いて知事の許可、若しくは認證を受け、又は購入票の交付を受けようとするものは附表様式による申請書を提出せねばならない。
 前項の申請書は正副二通とし所管地方事務所長を經由せねばならない。
 附 則
 第七條 本則は昭和二十一年十一月一日からこれを適用する。
 第八條 昭和二十一年十一月一日現在において昭和二十一年二月鳥取縣令第七號鳥取縣木材配給統制規則施行細則によつて現に許可を受けた者は本則によつて許可を受けた者として取扱ふ。
 第九條 進駐軍用材につき日本木材株式會社が契約済のもの

のたいしては昭和二十一年二月鳥取縣令第七號鳥取縣木材配給統制規則施行細則はなほその効力を有する。
 附表
 様式第一號 (第二條第三項)
 第 號
 昭和 年度木材購入割當票

購入者住所氏名	指定団体印
使用目的及 使用場所	
割當 數量	

注 意
 一、本票の交付を受けた者は之を指定団体に提示すること。
 二、※印は販賣者において記載すること。
 三、本票記載事項を訂正したときは※印の箇所については販賣者其他については縣の訂正印なきものは無効とする。
 四、販賣を完了した場合は割當票は指定団体に返還すること。
 様式第二號 (第二條第一項第四號)
 木材讓渡許可申請書

樹種材種	形	厚	巾	徑	長	本	束	石	用途讓渡讓渡先事由

昭和 年 月 日	鳥 取 縣 團	
販賣 數量	販賣者名	印
第 回		
第 回		
計		

右木材讓渡致したいから御許可下さる様申請します。
 年 月 日 住 氏 所 名 國

知事宛

00166

様式第三號 (第三條第七號)
木材使用 (消費) 許可申請書

計	樹種材種	形		數量	用途	使用期間	消費事由
		厚	巾(徑)				

右木材使用 (消費) 致したいから御許可下さる様申請します。

年 月 日

住 所

氏 名 國

知事宛

様式第四號 (第四條第一項第五號)
木材移出許可申請書

計	樹種材種	形		數量	用途	移出期間	移出事由
		厚	巾(徑)				

右木材移出致したいから御許可下さる様申請します。

年 月 日

住 所

氏 名 國

知事宛

右木材移出致したいから御許可下さる様申請します。

年 月 日

住 所

氏 名 國

知事宛

様式第五號 (第六條)
木材購入割當票交付申請書

左記の通り木材を購入致したいから購入割當票を交付下さる様鳥取縣木材配給統制規則施行細則第六條によつて申請します。

年 月 日

住 所

氏 名 國

知事宛

附 則

計	樹種材種	形		數量	使用場所	使用目的	事由
		厚	巾(徑)				

00167

條 例

◇鳥取縣條例第十八號
各選舉區に於て選舉すべき縣會議員數に關する條例を次のやうに定める。

昭和二十一年十一月十九日

鳥取縣知事 林

敬 三

各選舉區縣會議員數條例

第一條 道府縣制第五條第二項に依り各選舉區に於て選舉すべき縣會議員の數を次のやうに定める。

選 舉 區

選舉すべき議員數

鳥 取 市	四 人
米 子 市	三 人
岩 美 郡	三 人
八 頭 郡	五 人
氣 高 郡	四 人
東 伯 郡	一〇 人
西 伯 郡	八 人
日 野 郡	三 人

附 則

本條例は總選舉からこれを施行する。

昭和十四年一月鳥取縣條例第一號はこれを廢止する。

◇鳥取縣條例第十九號

昭和十二年十二月鳥取縣條例第八號大東亞戰爭に伴ふ縣稅不課稅に關する條例は昭和二十一年十一月三十日限りこれを廢止する。

昭和二十一年十一月十九日

鳥取縣知事 林

敬 三

◇鳥取縣條例第二十號

鳥取縣監査委員條例を次のやうに定める。

昭和二十一年十一月十九日

鳥取縣知事 林

敬 三

鳥取縣監査委員條例

第一條 監査委員に關しては法令に規定するものの外本條例の定むるところによる。

第二條 道府縣制第八十八條ノ二第二項に定める定期監査

は毎年九月にこれを行ふ。

第三條 監査委員監査を実施するときは少くとも七日前迄に監査期日及び監査事項を知事に通知せねばならない。但し特別の事情あるときはその期間を短縮することができ。

第四條 決算は翌々年度の通常豫算を議する會議の一ヶ月前迄に監査委員に提出しなければならない。前項の場合監査委員は二十日以内に審査を終了し意見を附して知事に回付しなければならない。

第五條 監査委員は監査について必要があるときは知事に對しその事務に従事させる縣職員の配屬を請求することができる。

前項の規定により委員の事務に従事することを命ぜられた縣職員は監査委員の命を承けその事務に従事するものとする。

第六條 監査委員は監査に關する書類を保管しその任期が満了したときはこれを後任者に引継がなければならない。

第七條 監査委員に對する諸給與については別に定める條

例による。

附 則

この條例は公布の日からこれを施行する。昭和二十年度決算については第四條に規定する期間はこれを適用しない。

◇鳥取縣條例第二十一號

道府縣制第九十三條の規定に依る報酬額及び費用辨償額並びに支給方法條例を次のやうに定める。

昭和二十一年十一月十九日

鳥取縣知事 林 一 敬 三

道府縣制第九十三條の規定に依る報酬額及び費用辨償額並びに支給方法條例

第一條 縣會議員、縣會議員選舉管理委員、縣參事會、縣會議員中より選任せられた監査委員、委員、投票管理

者、投票立會人、開票管理者、開票立會人、選舉長及び選舉立會人には本條例の定めるところにより報酬又は旅費を支給する。

第二條 報酬は別表(一)に定める額による。

第三條 月額報酬は毎月下旬にこれを支給する。

年額報酬は年四回に等分し六月、九月、十二月及び翌年三月の各其の月の下旬にこれを支給する。

第四條 月額報酬は當選又は選任の月より任期満了、解散、解職、退職、死亡の月迄支給する。但し任期満了後引續き法令により職務を行ふ者に對しては其の間支給する。年額報酬は月割により前項の規定を準用する。

第五條 職務のため旅行するときは別表(二)に定める旅費を支給する。但し縣會、參事會及び委員會の招集に應じ滞在中はこれを支給しない。

附 則

この條例は昭和二十一年十一月一日からこれを適用する。昭和四年十一月鳥取縣條例第二號「鳥取縣名譽職員費用辨償額及支給方法條例及昭和六年八月鳥取縣條例第六號縣會議員選舉投票立會人及選舉立會人費用辨償額及支給條例」はこれを廢止する。

別表(一)

報 酬 額

區	分	月	額
縣	會議長	年額	六〇〇圓
同	副議長	年額	四五〇
縣	參事會員	年額	三〇〇
縣	選舉管理委員會(委員長)	年額	一、〇〇〇
監	査委員	年額	五〇〇
委	員	年額	七〇〇
投	票管理員	年額	五〇〇
開	票管理員	年額	五〇〇
選	票管理員	年額	一〇〇

別表(二)

旅 費 額

區	分	日	當	宿泊料
縣	會議長	二五錢	二〇圓	四〇圓
同	副議長	二五	二〇	四〇
縣	參事會員	二五	二〇	四〇
縣	選舉管理委員會	二五	二〇	四〇
委員	長及委員	二五	二〇	四〇

監査委員	二五	二〇	四〇
委員	二五	二〇	四〇
投票管理員	二〇	一〇	三〇
開票管理員	二〇	一〇	三〇
選舉人	二〇	一〇	三〇
立會	二〇	一〇	三〇

告示

鳥取縣告示第四百七十五號

家畜傳染病豫防法第七條の規定により左記日程の通り種鶏に對し雛白痢病檢定を施行する。

昭和二十一年十一月十九日

鳥取縣知事 林 敬 三

檢定月日	第一班	第二班
十二月 二日	岩美郡 浦富町	東伯郡 八橋町
同 三日	同 大岩村	同 下郷村
同 四日	同 福部村	同 西郷村

同 五日	鳥取市 岩倉、卯垣	同	長瀬村
同 六日	氣高郡 東郷村	同	高城村
同 七日	岩美郡 米里村	同	南谷村
同 九日	八頭郡 丹比村	同	由良町
同 十日	同 安部村	同	大誠村
同 十一日	同 大伊村	同	灘手村
同 十三日	氣高郡 勝谷村	同	泊郷村
同 十四日	同 逢坂村	同	東郷村
同 十六日	同 寶木村	同	三朝村
同 十七日	八頭郡 智頭町	同	所子村
同 十九日	西伯郡 渡村	同	春日村
同 二十日	同 彦名村	同	博勞町
同 二十一日	米子市 久米町	同	糺米町
同 二十二日	同 米子市	同	錦町

鳥取縣告示第四百七十六號

價格等取締規則第三條の規定により竹製毛糸編棒の販賣價格次のやうに屈出があつたのでこれを受理した。

昭和二十一年十一月十九日

鳥取縣知事 林 敬 三

- 一、屈出人住所、名稱及び氏名
- 鳥取市行徳二五番地の二
- 三井物産株式會社岡山支店

鳥取事務所長 高 木 一 郎

二、屈出品名及び價格

- (一) 品 名 竹製毛糸編棒
- (二) 販賣價格 單位 四本一組袋入

種 別	卸賣業者最	小賣業者最
特 級	〇九二	二〇
一 級	〇六五	〇八五

- 三、右の販賣價格は鳥取縣生活用品價格査定委員會の査定を受け査定證紙を添附した價格とし、査定を受けないものは五割下げとする。
- 四、物價調整上必要あるときはこの屈出價格につき制限

もしくは禁止することがある。

鳥取縣告示第四百七十七號

農林産業調査員である資源調査員を次のやうに任免した。

昭和二十一年十一月十九日

鳥取縣知事 林 敬 三

新任者	解任者	職務執行區域	任免年月日
木下 安喜男 恩田 清真	氣高郡 正條村	昭和三十二年 十月一日	
田中 資福田 善市	同	同	
福井 薰小谷 幸	東伯郡 社村	同 十月十日	
矢田 壽延 矢田 茂	同	同	
三上 喜慧 今川 龜太郎	日野郡 阿毘縁村	同 十月十一日	
加藤 正詮 加藤 豊治	同	同	
高柴 家治 塔田 至夫	同	同	
石原 力雄 田邊 登	同	同	
岩田 政明 藤原 一治	同	同	
今岡 熙 祥大塚 隆道	同	同	

林	誠	同	同
大塚	隆道	同	同
岸	清	同	同

◇鳥取縣告示第四百七十八號

鳥取縣木材配給統制規則施行細則第二條の規定による団体を次のやうに指定する。

昭和二十一年十一月十九日

鳥取縣知事 林 敬 三

取扱	用材	指定	団体
坑木		鳥取縣坑木生産出荷組合	
バルブ用材		鳥取縣バルブ生産出荷組合	
枕木		鳥取縣枕木組合	
合板用材		鳥取縣合板工業施設組合	
坑木、バルブ用材、枕木の生産又は所有するもの		鳥取縣森林組合聯合會	
木材以外の用材	其の他のもの	鳥取縣木材業組合聯合會	

◇鳥取縣告示第四百七十九號

市町村農地委員會委員の最初の選挙に関する選挙人名簿の調製、縦覧、確定、異議の決定及び訴願の提起に関する期日及び期間を次のやうに定める。

昭和二十一年十一月十九日

鳥取縣知事 林 敬 三

選挙人名簿調製の期限 昭和二十一年十一月二十日

選挙人名簿縦覧の期間 昭和二十一年十一月二十一日より三日間

選挙人名簿に関する異議の決定期間 市町村長が異議の申立を受け、た日から二日以内

選挙人名簿に関する訴願の提出の期間 市町村長の異議の決定をした日から二日以内

選挙人名簿確定の期日 昭和二十一年十一月二十八日

正 誤

昭和二十一年十月二十九日鳥取縣公報彙報官廳事項(昭和二十一年勅令第三百十一號に關する件)中次のやうに正誤する。

頁	段	行	目	正	誤	備	考
四	上	一	一	指示	指定		
同	同	下	一四	英語	英譯		
同	同	一五	一五	英語	英譯		
五	上	七	七	指示	指令		
同	同	一七	一七	指揮將官	指揮官		
六	下	一六	一六	指揮將官	指揮官		
同	同	一八	一八	裝備	武裝		
七	下	一七	一七	課せられたる任務の遂行に		各代表者によりと別段の要求の間に挿入	
九	上	一	一	機雷原		一切の機雷と其の他の陸路の間に挿入及を削除	
同	同	一〇	一〇			海軍及非軍人の次のを削除	
同	同	一三	一三	於て		場合に前記の間に挿入はを削除	
同	同	一五	一五	空軍	空事		
一〇	下	八	八	たるか若くは乗員		商船隊の乗員となりし者との間に挿入	
同	同	一〇	一〇	日本國	日本語		

二	上	七	首席	首席
同	同	一	首席	首席
一	四	上	訓練度及熱	訓練度及熱
一	六	下	日本國海軍區域に	日本國陸軍區域に